

テ ー マ	20 歳未満の者の飲酒防止の推進
広 報 対 象	国民各層
ポ イ ン ト	国税庁・酒類業者の 20 歳未満の者の飲酒防止への取組を周知する。

4 月は「20 歳未満飲酒防止強調月間」です

成長過程にある 20 歳未満の者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、20 歳未満の者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

（注）2022 年 4 月から民法の成年年齢は 18 歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限については、20 歳のまま維持されています。

20 歳未満の者がお酒を飲んではいけない 5 つの理由

- 1 脳の機能を低下させます
- 2 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります
- 3 性ホルモンの分泌に異常が起きるおそれがあります
- 4 アルコール依存症になりやすくなります
- 5 20 歳未満の者の飲酒を禁ずる法律があります

20 歳未満の者の飲酒防止に関する法律

20 歳未満の者の飲酒は、法律により禁止されています。

この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20 歳未満の者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は科料、②に違反した場合は 50 万円以下の罰金が課されることとされています。

また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20 歳未満の者の飲酒防止に資するため、年齢確認等の必要な措置を講ずることとされています。

20 歳未満の者の飲酒防止のための取組

国税庁の取組

- 酒類業者に対して、20 歳未満の者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の容器又は包装には「20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨及び「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。
- 20 歳未満の者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類の販売場ごとに「酒類販売管理者」の設置を義務付けています。また、酒類販売管理者が長時間不在となる場合等には、代わりとなる責任者を指名するよう指導しています。
- 各業界団体に対して、20 歳未満と思われる者に対する年齢確認の徹底など、20 歳未満の者の飲酒防止のための取組を推進するよう要請しています。

酒類業者の取組

- 店頭での年齢確認などにより 20 歳未満の者の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「20 歳未満飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。
- 20 歳未満の者の飲酒につながる広告・宣伝をしないよう、自主基準を定めています。

テ ー マ	確定申告が間違っていたとき・確定申告を忘れていたとき
広 報 対 象	確定申告をした方・確定申告が必要な方
ポ イ ン ト	申告が間違っていたときの訂正方法と、申告が必要であるがまだ申告していない者へ確定申告の周知を図る。

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、次の方法で申告内容を訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことや純損失等の金額を少なく申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額や純損失等の金額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。

原則として、各年分の法定申告期限（所得税及び復興特別所得税は各年の翌年3月15日、個人事業者の消費税及び地方消費税は各年の翌年3月31日、土日の場合はその翌日。）から5年以内に更正の請求書を作成し、所轄税務署に提出してください。

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正する必要があります。

修正申告書は、税務署長から更正を受けるまではいつでも提出できますが、なるべく早く申告してください。

修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。

修正申告によって新たに納付することとなった税額を納めるときは、法定納期限（令和7年分の所得税及び復興特別所得税は令和8年3月16日（月）、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和8年3月31日（火））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

なお、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額の決定を行う場合があります。

なお、税務署長が決定を行う場合や申告期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

上記の手続に当たって

- 確定申告書、修正申告書及び更正の請求書は、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー（<https://www.keisan.nta.go.jp/>）で作成できます。
また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。
- 確定申告書等の様式・手引き等（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/syotoku/r07.htm>）
- 届出書・申請書等（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/mokuji.htm>）
- 手続などについて、お分かりにならない点がありましたら、国税庁ホームページをご覧ください。